

2023年9月期全塾協議会定例会議事録

2024年3月17日

全塾協議会

全塾協議会規約 第22条第1項に基づき、2023年9月16日に開催された全塾協議会定例会の議事録を公開する。ただし、役職役名並びに条数は議会当時のものである。

議事概要記録

名称	2023年9月期全塾協議会定例会
場所	対面(日吉キャンパス 第4校舎A棟 J443教室)・オンライン(Zoom)併用
日時	2023年9月16日 13:00~19:05

塾生代表・事務局長・上部団体出欠席

全塾協議会事務局	塾生代表	山田健太
上部団体	事務局長	佐々木菜緒
	文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長	後藤美汐
	体育会本部 主幹	田村秀章
	全国慶應学生会連盟常任委員会 委員長	※
	全塾ゼミナール委員会 委員長	三河創太
	四谷自治会 会長	藤村悠哉
	芝学友会 会長	荒井大輔
	福利厚生機関本部 代表	村井祐樹

※本定例会においてのみ、全国慶應学生会連盟常任委員会委員長 内島駿介は2023年8月期全塾協議会定例会第17番項の決議により、議決権資格を失っている。

次第

項目	担当者
1. 開会宣言	事務局長 佐々木菜緒
2. 塾生代表挨拶	塾生代表 山田健太
3. 定足数確認	広報部長 長谷川希実
4. 配布資料の確認	
5. 議長の確認	
6. 議事録作成報告	
7. 議事	以下参照
8. 連絡事項	広報部長 長谷川希実
9. 閉会宣言	事務局長 佐々木 菜緒

議決事項

議案識別子	議案提出者	議案名	可否
20230916-01-JSD	塾生代表 山田健太	業務報告	採決なし
20230916-02-JMK	全塾協議会事務局 事務局長 佐々木菜緒	業務報告	採決なし
20230916-03-OES	應援指導部 前定演会計 根本泰成	交代報告	採決なし
20230916-04-OES	應援指導部 前定演会計 根本泰成	独自財源特別支出承認申請	否決
20230916-05-HHZ	法学部法律学科ゼミナール委員会 代表 冨永知嵩	交代報告	採決なし
20230916-06-HSZ	法学部政治学科ゼミナール委員会 財務 原田諒	独自財源特別支出承認申請	否決
20230916-07-IIR	国際関係会 財務 小川侑之助	独自財源特別支出承認申請	否決
20230916-08-IIR	国際関係会 財務 小川侑之助	交付金特別支出承認申請	可決
20230916-09-ZZI	全塾ゼミナール委員会 財務 飯尾梨子	独自財源特別支出承認申請	取り下げ
20230916-10-SAI	卒業アルバム委員会 財務 北村可奈	独自財源特別支出承認申請	取り下げ
20230916-11-MTI	三田祭実行委員会 財務 山本萌歌	独自財源特別支出承認申請	取り下げ
20230916-12-SGK	芝学友会 財務 大滝隆広	独自財源特別支出承認申請	可決(修正)
20230916-13-YGM	矢上祭実行委員会 財務 松枝尚明	独自財源特別支出承認申請	可決(修正)
20230916-14-JSD	塾生代表 山田健太	所属団体に関する議案	可決
20230916-15-JSD	塾生代表 山田健太	2023 年度全塾協議会予算に関する議案	可決
20230916-16-JSD	塾生代表 山田健太	全塾協議会の基本方針に関する議案	取り下げ
20230916-17-JSD	塾生代表 山田健太	全塾協議会の財務体制に関する議案	可決
20230916-18-JSD	塾生代表 山田健太	全塾協議会規約及び選挙規則改正に関する議案	取り下げ
20230916-19-JSD	塾生代表 山田健太	緊急執行に関する議案	可決

2024年3月17日 議事録作成
この議事録が正確であることを証する。

全塾協議会 議長

三河創太

(署名)

三河創太

議事詳細記録

1. 開会宣言

事務局長 佐々木菜緒が開会を宣言した。

2. 塾生代表挨拶

塾生代表 山田健太が挨拶を行った。

3. 定足数確認

広報部長 長谷川希実による点呼により、定足数を満たしたことが発表され、本会の成立が確認された。

4. 配布資料の確認

広報部長 長谷川希実が、既に配布された資料の確認を行った。

5. 議長の確認

広報部長 長谷川希実は、全塾協議会規約 第 11 条に基づき、現在の議長が全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太であることを確認した。

6. 議事録作成報告

広報部長 長谷川希実は、2020 年 1 月期から 2022 年 5 月期までの議事録は事務局での確認中であると述べた。また、2023 年 4 月期以降は鋭意作成中であると報告した。

7. 議事

(1) 塾生代表 業務報告

塾生代表 山田健太は議案資料 20230916-01-JSD に基づき今月の業務報告を行った。予算の調整に関連して通常よりも 4 倍多くの会議が行われ、件数も増加した。緊急執行は 1 件承認され、代交代については 2 件承認された。予算執行計画書も 1 件提出された。また、監査により複数の団体の財務状態について調査中で、一部議員の方からも指摘を受けている。各種実行委員会と慶早戦支援委員会については調査が進行中で、報告段階ではないと述べた。應援指導部については、過去 3 年間のデータを確認し、予算超過と予算外支出が確認された。対応策については協議中で、予算超過と予算外支出は重要な問題として議会に報告される予定であるとした。

(2) 全塾協議会事務局 業務報告

事務局長 佐々木菜緒は議案資料 20230916-02-JMK に基づき今月の業務報告及び各種連絡を行った。

(3) 應援指導部 代交代報告

應援指導部より代交代報告が上程され、應援指導部前定演会計 根本泰成は議案資料 20230916-03-OES に基づき、應援指導部定演会計として新たに森裕貴が就任したと報告した。

(4) 應援指導部 独自財源特別支出承認申請

應援指導部より独自財源特別支出承認申請が上程され、應援指導部前定演会計 根本泰成は議案資料

20230916-04-OES に記載の通り説明を行った。

塾生代表 山田健太は、この支出は昨年提出した予算計画書のどの部分に該当するかを尋ねた。根本は、器材費に該当すると回答した。

全塾協議会 議会は、これを賛成 2(体育会本部・芝学友会)、反対 3(文化団体連盟本部・全塾ゼミナール委員会・四谷自治会)で否決し(福利厚生機関本部は不参加)、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(5) 法学部法律学科ゼミナール委員会 交代報告

法学部法律学科ゼミナール委員会より交代報告が上程され、法学部法律学科ゼミナール委員会委員長 富永知嵩は議案資料 20230916-05-HSZ に基づき、法学部法律学科ゼミナール委員会代表として新たに富永知嵩が就任したと報告した。

(6) 法学部政治学科ゼミナール委員会 独自財源特別支出承認申請

法学部政治学科ゼミナール委員会より独自財源特別支出承認申請が上程され、法学部政治学科ゼミナール委員会財務 原田諒は議案資料 20230916-06-HSZ に記載の通り説明を行った。

原田は道具を運ぶ際の交通費、大会上位チームへの景品代として申請すると話した。

塾生代表 山田健太は景品の商品券について具体的なサンプルはあるかと質問した。原田は図書カードを予定していると答えた。

四谷自治会会長 藤村悠哉はソフトボール大会の予算について、2023 年の予算案では 10 万の予算が割かれていたが、今回の申請で 10 万以上の額を申請しているのは何故か尋ねた。原田は、2023 年の予算案は 2022 年に作成が行われており、その時の申請額が 20 万だったと答えた。山田は、特別支出承認申請は予算案として出されていた予算に則って行われるべきだとし、原則予算案に則って活動していただきたいと話した。事情が変わりそれが正当なものであれば、その都度予算案を修正し、改めて特別支出の申請をしていただきたいと話した。そして、山田は法学部政治学科ゼミナール委員会に予算案の見直しと修正を依頼した。

また、藤村は景品の図書カードを 6 位のチームまで与えるというのは、景品を出しすぎではないかと指摘した。原田は前年度を踏襲したものだと言え、必要に応じて見直すと言った。山田は、参加するチーム数も含めてしっかり議論してほしいと話した。

山田は本議案について一度取り下げ、予算案の修正を行い山田が承認したうえでもう一度特別支出申請を出すのはいかがでしょうかと提案した。原田は、取り下げるのではなく、議決を取ってほしいと提案を却下した。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で否決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(7) 国際関係会 独自財源特別支出承認申請

国際関係会より独自財源特別支出承認申請が上程され、国際関係会財務 小川侑之助は議案資料 20230916-07-IIR に記載の通り説明を行った。

小川は、8 月に開催されたアクトプログラムについてだとし、事前に申請させていただいた飲食費に関して、多数の項目があったが、その中の一部について金額が多少上がっている箇所があったと説明した。そちらについて、一度旧金額では申請を承認していただいたが、事後申請という形で再び申請をさせていただきたいとし、承認の程よろしく願いいたしますと述べた。

全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は、執行部側への確認だとしたうえで、本件は今年度予算に含

まれているかと質問した。

塾生代表 山田健太は、昨年ご提出いただいているとし、現状確認している範囲においてはそちらに収まっているものと認識していると述べた。事後的にもう一度申請すること自体は制度として間違っていないとしたうえで、申請6は元々の価格より安くなったという認識であっているかと小川に質問した。

小川は、申請6に関しては元々の金額より安くなったものを申請させていただいていると述べた。

山田は、それであればそちらについては特に個別に申請を出していただく必要はないと述べた。つまり1,210円以内だったということかと確認したうえで、予算の提出だと多分申請の5と6を一緒に出していたと思うがその認識で合っているかと質問した。

小川は、一緒に出していて、旧価格では5名分を申請していたが、そのうち1人に現地でアレルギーが判明したため、アレルギー物質のないメニューをその場の判断で選び注文したと述べた。

山田は、事後で更新する場合は、基本的に前回出した書類にプラスして増えた分を理由とともに明示していただければ大丈夫だと述べた。一応再申請ではあるものの、そうしていただいたほうが書類上見やすいというのもあるので、そのようにしていただけると幸いだ、と述べた。

小川は、承知いたしましたと述べた。

三河は、前々から申し上げていることだが、やはり少々飲食費が高いのではないかという印象はどうしても拭えないと述べた。

四谷自治会会長 藤村悠哉は、特別支出が多いので先ほどから色々と予算書類を見せてもらっているが、これは独自財源からの支出でいいのかと確認した。

小川は、補足説明をするとし、先ほど画面共有で共有されていた書類では交付金になっていると思うが、予算外の支出になると説明した。今回の支出は、プログラムを開催する前に予算外である旨も含めて塾生代表にご相談させていただいている項目であり、予算外であることも含めて承認していただいたという認識でいるとした。

藤村は、そういうことで大丈夫かと山田に確認した。

三河は、少々お時間をいただくために一度休会すると述べた。

その後議会が再開された。

山田は、事務方で確認をさせていただいたとし、こちらについては、特別支出の承認の方向性についての報告等については確かに小川からご共有を受けていると述べた。基本的に先日議員の方にもお伝えしたように、その方向性自体について概ね了承したということも確認できたとした。ただ今回問題になっている点について確認をすると、予算外支出をする場合は予算案の修正が必要だということについて、おそらくコミュニケーションミスが多少あったと思っていると述べた。こちらの方から確かに予算案の修正を要請できていなかったという事実を確認したとし、大変恐縮だが、この時点で予算外支出であることは事実だという確認も同様に取れたので、やはり予算案の修正自体はしていただきたいと述べた。内容については先日小川から私に報告があったレポート等々の条件もあるので、そちらの方向でということになると思うとした。混乱を生んだが、書類上やはり予算案、予算計画書の修正は不要ではないというのが回答だとまとめた。

三河は、国際関係会の方は一度取り下げていただくという形でよろしいかと質問した。

小川は、こちらに関しては事後申請になると思うので、こちらで予算案の修正をしたうえで、来月期の定例会において予算案とともに再び申請をさせていただくという形でよろしいかと質問した。

山田は、こちら側の伝達の問題もあるので、これを元に減点をしては申し訳ないという気持ちが私には

あると前置きしたうえで、来月に出していただいても問題ないし、原則事後申請に緊急執行は使わないが、必要であれば緊急執行を要請して、今月いっぱいまでに出していただければ減点数は嵩まないと述べた。予算案の修正をしていただいたうえでご提出いただければと思うとした。

小川は、今月中に予算とともに再び緊急執行を要請させていただくという形でよろしくお願い致しますと述べた。

後藤は、直近の定例会では申請しないと減点がつくという認識だと思うが、そこに関してはどうかと質問した。

山田は、時間が経てば回数に応じて監査上問題とみなされることはあるので、そういう意味では早いほうがいいと述べた。

後藤は、減点が付くことはやむを得ないということで大丈夫かと質問した。同じ減点数でも提出時期によって重みは違うというのはあると思うが、今までの話し方だと減点がつくのが申し訳ないという感じだと思ったと述べた。

山田は、少々誤りがあったので訂正するが、点数について変わりはないと述べた。

後藤は、変わらないとはどういうことかと質問した。

山田は、方針を取っても基本的には変わりえないというご指摘は正しいという回答だと述べた。減点の是非を私のほうで判断できる権限はないので、良いも悪いも特に意見はないとした。

三河は、国際関係会は取り下げという形でよろしいかと確認した。

小川は、事後申請になった点に減点事由があるのか、それとも予算外支出である点に減点事由があるのかと質問した。

山田は、減点事由として、本来は当該支出が行われた直後の定例会までに提出をしなければならないとあるが、今回予算案が提出されていないことで承認されない可能性があり、本日以降、定例会終了後に提出をされた場合、減点がついてしまうと説明した。

小川は、前回相談させていただいたときにこちらについてはお知らせしていただいていたとし、こちらに関して減点があるのはいささか少し不当である気がするがどうお考えかと述べた。

山田は、大変恐縮だが、監査なので、減点は完全にシステムチックなものとしているとした。この項目でつく減点数は3点ということになると思うが、3点がついたから来年支出されないということではなく、それぞれの減点数について当然にその詳細が公開されるので、我々としてはどういった理由で何点ついているのかということを確認していると説明した。私がお金を支出することを許可する立場なので、これについて監査の点数をつけなくて欲しいというようなことを言ってしまうと監査の独立性が揺らいでしまうとし、監査は完全に独立してシステムに則って減点をつけていくと述べた。現状、国際関係会としては予算案の修正を出せていなかったとしたうえで、今取り下げないでチャレンジするという手はあると思うが、承認されなかった場合、支出をしないか、再度支出申請を出すかという二択になると説明した。その二択の中で再度出す場合は、減点がついてしまうので、これはもうシステムチックなものであるというふうにご理解いただきたいと思うと述べた。

三河は、ではどうされるかと質問した。小川は、こちらに関しては、前述の状況を踏まえ、一度承認するかどうかを審査していただいたうえで、否決という形になったら、後日加えて資料を添付したうえで再び申請を求めるとの方針をとりたいと考えていると述べた。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で否決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

山田は、お手数だが予算案の修正をお願いいたしますと述べた。

(8) 国際関係会 交付金特別支出承認申請

国際関係会より交付金特別支出承認申請が上程され、国際関係会財務 小川侑之助は議案資料 20230916-08-IIR に記載の通り説明を行った。

小川は、こちらは例年予算案に記載のある交通費についてだとしたうえで、事前に 7 月期の定例会で申請させていただいた内容から多少変更があったため、そちらについて申請させていただいていると説明した。ホストファミリーにおいて、海外から訪れた留学生を受け入れているが、ホストファミリー先においてコロナが発生したことを踏まえ、宿泊先を変えるという手続きを取らせていただいたと付け加えた。その変更により、交通費が一部上昇した箇所があるので、そちらについて支出申請を提出させていただいているとしたうえで、承認の程どうぞよろしくお願いいたしますと述べた。

議長 三河創太は、執行機関側に対し、本件については予算内にあるかと質問した。

塾生代表 山田健太は、2023 年度国際関係会予算計画書第 3 四半期 7 月から 9 月の中において、交通費、電車代 40 万円、夏期プログラムにおける留学生の滞在における費用というようなものが計上されていると述べた。ここに該当するものと認識しているので、認識に問題がなければそれは予算内ということだと思おうとした。

全塾協議会は本議案を全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

山田は、丁寧な書類をいただいて大変助かったと述べた。1 点だけ内向きのことをお伝えするとしたうえで、ご提出いただくときに稀に数字が潰れていることがあるそうだと述べた。おそらく余白が多く、解像度が下がってしまっている可能性があるとのこと、少しご調整いただきたいとし、書類の作りとしては問題ないので、スプレッドシートか何かから PDF 化するときに全体範囲の選択を丁寧にさせていただくか、一度エクセルに落としていただいてから PDF にしていただくと解像度が落ちないので、そのようにしていただけると幸いですと説明した。

(9) 全塾ゼミナール委員会 独自財源特別支出承認申請

全塾ゼミナール委員会より独自財源特別支出承認申請が上程され、委員長 三河創太は議案資料 20230916-09-ZZI に記載の通り説明を行った。

三河は、提出した出演料が 80 万と予算よりも 5 万円超過している状況について謝罪をし、先の例等に従って一度取り下げさせていただくと結論付けた。加えて、リーダーズキャンプでの合同講演会の必要性等に関する様々な意見を受け、団体内で会議を開き議論をした結果、現在の形での講演会というのは必要なくなったという結論に至ったため、何らかの別の形でという可能性は残しつつも、来年度以降については少なくとも現在の形では開催しないという旨を説明した。支出に関して、支出時期は相手方に待っていただいている状態であるため、許可がとれ次第すぐに行うと説明した。また、支出しないという選択肢はないと伝えた。

これに対して、塾生代表 山田健太は、特別申請は必ず事前に行ってほしいと伝えたいと、事前というのは支出前ではなく、支出を確定する前を指すと強調した。今回の場合では、事後に該当し得ると認識しているため、内部で確認を行ったうえで、再提出される際にはご確認いただければと思いますと伝えた。

三河により本議案は取り下げられた。

(10)卒業アルバム委員会 独自財源特別支出承認申請

議案提出者欠席により、本議案は取り下げとなった。

(11)三田祭実行委員会 独自財源特別支出承認申請

三田祭実行委員会より、独自財源特別支出承認申請が上程され、財務局長 山本萌歌は議案資料 20230916-11-MTI に記載の通り説明を行った。

山本は、1 番項については、予算を超過した予算外支出になっていると説明したうえで、本日は取り下げとし、予算を訂正させていただいたうえで緊急執行という形で対応をお願いできればと伝えた。また、そのほかの項目については、例年申請している本部企画におけるゲストのお車代 21 万円、渉外企画の「オンライン福引」で使用する発送用段ボールとして 5 万円、期間前後で使用するレンタカー代 50 万円であると説明した。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐は、レンタカー代について、延長コードを借りに行くのに車が必要であるのかと質問し、量が多くて電力の方々だけで運ぶのは難しいということで昨年度を鑑みてこの量であると山本より返答を得た。これに対して、塾生代表 山田健太は、延長コードというよりは電気ドラムみたいなものを運搬しており、昨年度はその他のものも電力管制部の方で回収していたと補足した。

また、山田は、2023 年度予算案は確定しておらず、厳密な話をすれば予算内なのかどうかというのは不確定ではあるが、提出されているのは事実であるため、それに基づいてという話であれば予算内とみなすこともできるということになると伝えた。現行の規約規則に厳密に予算の承認に関するフローで定められていないという状況もあるため、それぞれの解釈およびどのように許可していくかについて、議員の方々に意見を求めた。

これに対して後藤は、予算が下りているものではないため、提出されているとはいえ正式なものとしてこちらが認めていないと考えてしまうと、予算と額面が違うから今回取り下げないといけないというわけにはいかないと考えると述べた。加えて、7 月の予算の段階と 9 月中旬の 2 か月程度で既に額面が変わっていることを考えると、予算案の信頼度が、承認を下せるものではないクオリティであると解釈できてしまうため、再提出は必ずしていただいたほうがいいと説明した。

体育会本部主幹 田村秀章は、予算と金額との間に差が生じてしまうこともあると思うので、再提出かどうかかわからないが、さくっと許可を下ろしますという形にはならないと見解を述べた。

芝学友会 荒井大輔は、23 年度の予算自体が許可されていないという状況を考えても、提出されているから OK という形は現実部分との乖離があるかもしれないと伝えただけで、許可を受けていない予算の細かい事項だけ OK というのはあまり良いことではないと思うため、そもそも予算を通していただくのが必要だろうと述べた。

四谷自治会会長 藤村悠哉は、支出時期について確認したうえで、予算をしっかりと承認を得てから、それに準じて特別支出なりを支出してもらう流れでよいと思うと伝えた。

福利厚生機関本部代表 村井祐樹は、10 月初旬の支出に関しては、予算案がある程度確定次第、緊急執行という形になってしまうかもしれないと伝えただけで、本日に関してはシステムの厳しい部分があるのではないかと伝えた。

これに対して山本は、全体がご指摘の通り、決まってから改めて申請させていただければと伝えただけで、その際には緊急執行という形になるのかと質問した。山田は、基本的に事後での申請は認められてい

ないということを勘案すると、基本的には事前の中でうまくやるということで、事前申請という意味で緊急執行を要請してほしいと返答した。

本議案については、一度取り下げとした。

(12)芝学友会 独自財源特別支出承認申請

芝学友会より、独自財源特別支出承認申請が上程され、委員長 荒井大輔は議案資料 20230916-12-SGK に記載の通り説明を行った。

荒井は、10月に開催する芝共楽祭で配布する予定の景品代であると説明した。1番については、模擬店コンテストで優勝された団体に対してお渡しする景品であり、ジェフグルメカードお食事券3万円分を想定していると説明し、送料520円も併せて計上してあると説明した。また、2番については、予算として計上していないため、取り下げると伝えた。

これに対して、塾生代表 山田健太は、送料520円は買う際に先方から送付していただく際の送料かと質問し、荒井は、520円と記載されていたのでそのように掲載していると返答した。また山田は、今回の支出は、予算計画書の第2四半期に計上されている贈答品 景品代10万円の一部であるかと確認し、荒井はそうだと述べた。

2番については取り下げとし、1番について議決をとった。

全塾協議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(13)矢上祭実行委員会 独自財源特別承認申請

矢上祭実行委員会より独自財源特別承認申請が上程された。申請内容は議案資料 20230916-13-YGM の通りである。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐は、資料に「他大ヘルプ」と記載されているが、既にどちらの大学が決まっているかと質問した。矢上祭実行委員会財務 松枝尚明は、実践女子大学、東京女子大学、イギリス女子大学であると回答した。

後藤は、他大学の選定はどのような形でされているものなのかと質問した。松枝は、昨年度からの流れを踏襲している、こちらからヘルプを他大学に出す代わりにこちらのヘルプにも来てもらうという形をとっていると述べた。

後藤は、大学間でのやり取りが始まったのは昨年からか、どういった経緯でその大学との関係を持つことになったのかという背景に関してのご存知でないのかと質問したところ、松枝は知らないと述べた。

塾生代表 山田健太は、次の通り述べた。後藤が指摘した点について、確認中ではあるが、大学のキャンパス内でスタッフとして運営側に携わる場合において、契約関係がある場合は例外的に問題ないが、明瞭な契約関係がないのであれば極力避けるべきであるという見解が多いと述べた。実行委員会側に3つの女子大学に固執する理由があるのであればご説明賜りたい。ないのであれば100歩譲って今年まで何とか交渉してもいいが、基本的に今後はありえないと述べた。団体側へ固執する理由があるかないかについて意見を求めた。

松枝は、担当者に聞いて後日回答したいと思うが、私個人が運営として携わる限りは特に固執する理由はないと回答した。

山田は、次の通り発言した。続いて念のため説明にもなるが、先まで議論に上がっていた予算超過について事務方で調べたところ、4点について予算超過が見られるという結論が出た。

6 室内有名人の交通費 申請額：129,560 円

8 花火 業者へのお礼品 申請額：2,500 円

11-1 本祭期間中のレンタカー代 申請額：45,870 円

11-2 ガソリン代 申請額：7,200 円

後藤は、インター扱いにはならないのかと発言した。

山田は、後藤が述べる通りのご懸念がある。先ほども申し上げたように、慶早戦をはじめとする様々な企画において、大学と連携していること自体を全て否定しているわけではない。ただ、矢上祭の運営となるとキャンパス内であるし、その運営判断が責任問題につながりかねないを考える。もちろんそういった部門は任せていないと思うが、例えばお客様とトラブルになった場合に、通常の塾生であれば義塾内のルールのみ適用できるが、他大の方だとそのようにはいかない。インカレ扱いになるかという質問で言えば、矢上祭の運営を他大学の人がやっているということを経験するとそのような解釈にもなりかねないというようなご意見はあるだろうが、他の先例に基づく、必ずしもそうなるわけではないだろう。

後藤は、当日他大の方が関わっていらっしゃるということで、大学事務側は存じているのかと質問した。

山田は、次の通り回答した。質問にこちらから能動的にお答えすると、学園祭の運営というのは常にイレギュラーが伴うため、普通ではやってはいけないようなことを大学側が許可している文脈もある。大学側としては各学園さんにおいてもやむを得ない事情から出店を運営することは過去にもあり、そこがスタッフに含まれるのかどうかという議論もあるため、一概に全てを否定するものではないと認識している。ただし、時代の流れとして年々ガバナンスをしっかりと利かせようという意見は増えているため、遠からずのうちだと推測する。後藤は分かりましたと回答した。

山田は、事務側からの質問になるが、お茶代について、準備日の人数の足し算が合っていない、おそらく 336 人ではなく、351 人ではないかと指摘した。松枝はそれを受け、2 の準備日の人数が 336 ではなく 351 として修正すると述べた。

山田は、重ねて質問になるが、8-1, 8-2 の両方にうまい棒が計算に入っているが、単価が 11 円のうまい棒、単価が 12 円のうまい棒が存在する。こちらはなぜかと質問した。松枝は、担当者にどの支払い先で支払う場合の金額っていうのを連絡してもらったところ、このような誤差が生まれてしまったと述べた。山田は、粗末な差分ではあるが、団体内で同じものを購入するにも関わらず片方は安い、片方だと高いというのは整合性が取れないため、11 円の方で統一していただきたいと述べ、松枝はこれを了承した。

山田は加えて、11 のレンタカー代について、21 日 8 時～26 日 18 時と記載してあるが、保険が 5 日分申請されていると認識している。しかし、最後の 10 時間分はケアされていないと考えるが、誤りではないかと質問したところ、松枝はウェブサイト上でこの金額で予約というのが取れるということを確認したので、保険に関しては大丈夫であると考えたと述べた。

全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は、1 についてヘルプ 80 人というのは絶対に必要な人数なのか、というのも委員の方は 232 人で、相当な人出であると考え、絶対にこの 80 人の人手がないと立ち行かないのかと質問した。

松枝は、いないと正直きついと思う。委員の人数も 232 人と記載があるが、企画内容が多く、人数が足りていない状況なので他大ヘルプは必ず必要な存在だと考えていると述べた。

三河は、具体的にこの企画には 5 人必要だが、どうやっても 3 人しか人員を割けず、その企画の運営が立ち行かないという事例があればお聞きしたいと述べた。

松枝は、次の通り述べた。例えば2日目に花火を行うが、そちらの警備に関して、多くの人数が必要となることもある。各企画においても例えば、室内で実験を行う企画、立ち入り禁止ゾーンの警備・足止め、委員だけで裁くことができないシフトとしてヘルプが必要だという考えもあったとした。

山田は、予算超過分についてはどうするかと述べた。当然全ての団体は予算に則って活動するというのがルールになっており、特別支出承認申請は予算の中の個別の項目に対して支出をして良いかどうか許可を出すということになっている。大元の予算案の超過、大元の予算に記載のない事項に対する支出は一切してはならない当然のルールがある。予算超過もしくは予算外支出をする場合は、予算案の修正をしていただき、それを塾生代表が承認するものである。今回は先程指摘した通り、予算計画書に則って申請をしていただきたい。

松枝は、その方針については存じ上げなかったと述べ、予算案を修正して、特別支出の額に訂正するという手続きを踏むことは可能かと質問した。

山田は、次の通り意見を大前提として、予算を一度出した以上は当然その予算の中でやらなければならないが、当然コロナとかで予算通りにいかないということがある。全ての団体は、予算案を修正する時にはまず予算修正の書類を出してもらい、本当に修正しなきゃいけないのか、どうしてそれが事前に予測できなかったのかを確認し、塾生代表が承認した後に、特別支出承認申請の個別の承認ということになり得るだろう。その場合、現在予算をオーバーしていることについて、予算案を承認した後に緊急執行という形になるだろうと述べた。

山田は続いて次のように述べた。

修正しなくていいとなると予算は何のためにあるのか、誰も分からなくなってしまう。どの団体についてもそうだが、予算について、支出は多めに見積もる考えの方が良い。矢上祭実行委員会には、レンタカーの話の時にもお伝えしたように考えているが、基本的に予算については、昨年度は57,000円申請されていたため、余裕を持って60,000円で申請するという形は他の団体でもよく実施されている。他団体は約1年間の支出であるにもかかわらず、実行委員会は当年度予算であるから、数か月後の予算での予測でしかないだろう。そのため、他団体から、「我々は1年先の予算について予算案を出しているにもかかわらず、なぜ実行委員会は数か月の予算を予測できないのか」と言われかねないと述べた。そのため、支出予測を超えた分は認めないという団体はよくあると述べた。そこをどうしたいかは実行委員会次第であるため、新たにこのような形でやらせてくださいと修正を出したとしても、そもそもそれが認められるかも団体によると述べた。逆に言うならば、それならば支出予測を超えて出せばいいという団体構成員が出てきて、財務の方の言うことを聞かなくなってしまうだろう。バランスの問題として、やむを得ない場合は仕方ないが、適当に予算を申請して出しおいて、支出が超過した場合には請求しようという感覚でやっている構成員がいるのであれば、それは由々しき問題だと考える。

松枝は、意識的な問題として今年に関しては現実的な範囲でここまでの支出はあるであろうという金額で出すということよりも算定根拠を明確に示すというのを優先に考えていたため、修正が多くなるかもしれませんが修正させていただきたいと述べた。

山田は、今予算案修正版が手元にあるわけではないので、必ず承認しますという約束は残念ながら立場上できないが、提出を受け取ってくれますか、みたいな文脈であるならば受け取りはすると述べた。

松枝は、新しい予算案について認められないと思うため、予算案を超えた支出となる6.10.11-1, 11-2に関しては取り下げると述べた。

山田は、続けて発言した。言い方が適切ではないかもしれないが、必ずしも予算超過を厳密には認めて

いないわけではないが、2,000 円の予算に対して 2,500 円となるのが良いか悪いかというのは議員の皆さんが判断することであり、私の方で今判断しかねるので何とも言えない。今回の超過について、そこまでの超過ではないと思われるのであれば残してもよいし、予算案を修正する形でも良いと思われる。特にわかりやすい事例で言うと、予算 60,000 円に対し 129,000 円というのは計画性がない、または予算を軽視していると個人的には思うので、取り下げるという方針でもいいのではないかと考える。

松枝は、次の通り発言した。60,000 円に対し 129,000 円になってしまったことに関しては不適切であると考え、予算案を修正の手続きを踏みたいと考えている。しかし、その他のあまり増えていない支出に関しては、議員の方々がどのように感じられているかが知りたい。ルールが曖昧になってしまっているというのが個人的にはものすごくやりにくい。明確に予算を修正してその額のうちに収めるという形で統一し対応してもよいか。6 については諸々の修正を行うが、一度 10 番と 11 番に関しては議員に考えをお聞きしたいというのが自身の感想である。

三河が、実行委員会の方の認識としては 10、11 については軽微な超過であるという認識であるという前提かと質問したところ、松枝はそうであると答えた。

山田は次の通り発言した。見解を公式に求められたとして回答をするならば全部ダメである。今後金額が超過した場合は予算案を修正していかなければならない。もちろん予算内に収めなければいけないとは思っていると推察するが、例えば急に店側が値上げをしてしまったことで、自分が余裕をもって組んでいた予算を超過してしまったということがありえるだろう。しかし、それが 10 万円に対して 1 円の超過という状況であれば監査をしていく上で十分な組織体制でないということにはなりえない。議員個人の判断でそれはどうなのか、という指摘もあるだろうが、執行機関として公式に見解を求められたならば、それは予算内に納めてくださいとしか言えない。

松枝は、6 に加え、10、11-1、11-2 も取り下げの形を取らせていただくとした。

三河は、最後になるが、他大ヘルプについては今後議論していく必要があると考えると最後に述べ、ここで一時休会を宣言した。

議会は再会された。

山田は、次の通り発言した。気になることについて改めて質問を 2 点だけさせていただきたい。1 つ目はヘルプについて、9 の高校生クイズの Amazon ギフト券 2 万円についてである。ご存知かもしれないが、最近は金券を直接お渡しすることに対して忌避する傾向が関係各所からある。図書カードなど用途が限定されるものであれば問題ないが、Amazon ギフト券は何でも買ってしまう点において極めて現金に近い。言い方が悪いが、矢上祭からもらった Amazon ギフト券で変なものを買いましたということが SNS 等で書かれると我々に非がなくても厄介である。そういう意味で、できる限り現金に近いものではなく、用途上問題のなさそうなものに絞って渡すことをお願いしている。質問としては、Amazon ギフト券 2 万円を図書カードや食事券といったものに変更することが可能かということについてお答えいただきたい。2 つ目の質問はクイズ作文の外部委託料である。そもそも論にはなるが、相手は塾内の団体であると認識している。我々の見解としては、原則として塾内の団体にはよほどの理由がない限り金銭は出さないことにしている。理由としては、それを許可しだすとお互いにお金を出し合わなければならないことが多くなるためである。例えば、矢上祭実行委員会が七夕祭に手伝いに行く時に、ヘルプのお礼を出さなければならないのか。様々なイベントやるときに、来てくれる人全員に 1 日の委託料を払わなければならないのかという観点に立つと好ましくない。これは委託料を払わないとやってもらえない内容なのか。

松枝は、次の通り発言した。

1つ目については、来週に実施するため、今から変えるのは現実的ではない。2つ目の謝礼という支出自体の考え方に関しては、自分自身もこのシステムに関しては懐疑的であり、支出して良いのだろうかという考えは持っている。クイズ研究会側も謝礼をもらうというのはあまり想定しておらず、一般的にあまり謝礼を貰った例がないということもお聞きした。そのため、来年以降に関してはこちらの支出に関しては消したいとは思っている。しかし今年度に関しては、Amazon ギフト券 2 万円を贈呈するというモチベーションによって作問をしていただいているため、渡さないというのもできない。

山田は松枝の発言を受けて、これは基本的に事後申請ではないかと質問したところ、松枝はそうであると述べた。

山田は、財務管理の手引きには、「特別支出申請は必ず事前に行うこと。ここでの事前とは支出前ではなく支出を確定する前を指す」と記載があるが、この観点に立つと今回の申請は事後にあたらぬか。他のものも大半が事後になるのかと質した。松枝はそうであると述べた。

山田はそれについては理解したと述べた上で次のように発言した。

他大ヘルプについて議員から意見をいくつかいただいたので共有する一定の公の財源からまあ他人の弁当代を出さなければいけないことに対して、大学内の団体でさえ制限があるのにもかかわらず、何故相応のお金を他大のヘルプにかけなければならないのか説明してほしい、という方が一定数いるようだ。

松枝は、他大ヘルプ自体に関しては、おっしゃる通りであり、他大のヘルプである必要性は個人の見解としてもないとは考えている。ヘルプの方々にお弁当を配ることに関しては、来ていただいていることに対してお弁当を差し上げるというのが僕らからのお礼の形であると考えたためであると述べた。

山田は、来年他大ヘルプを呼ぶかどうかは別の議論としても、来年以降他大ヘルプにお弁当代を出さないということをお約束していただけますかと私が問いかけたらどうなるかと質問した。

松枝は、呼ぶかどうかに関しては確かにお答えできないが、全塾の方がお弁当を出すべきではないと考えるならば出さない方向で考えていきたいと述べた。

三河は後藤に意見を求め、後藤は次の通り発言した。他大ヘルプはしない方がいいと思っている。クイズ研究会の謝礼に関しては、これまで他の団体に対してもお願いしているレギュレーションで行くのであれば、学内の団体にお金を払うべきではないという点が覆る理由はあまりなかったと考えるため、こちらに関しても支出はしない方がいいのではないかと考える。

三河は次の通り発言した。今回は相当難しい議論ではあるとは思っている。ヘルプを入れるかについては入れない方向にスイッチをして議論をすると、弁当代について、来年度は確実に出さないという約束がされることになれば、諸々難しいところではあるが、今年度については認めても良いのではないかと考えている。

山田は、次の通り発言した。もう一週間後に矢上祭が迫っているというのもあるため、ひとえに私の監督不足を皆様にお詫びをするところではある。矢上祭実行委員会の方から見ても、謝礼の話も改めて色々ややこしいだろう。今回、事後申請ということで、他の方も支出をするということでコンセンサスがとれてしまっているのであれば、今年はお出しできないだろう。一方で約束したこと自体が本当は NG であるし、申請は事前に出さなければならないということ自体はその通りだと思う。そのため、来年に向けて再発防止を組んでいただきたい。他の実行委員会でも最近問題になっているが、口頭も含めて、対外と契約や約束をする場合は、執行部・役員で入念に検討し、承認してほしい。また財務の視点からも見た

上で、予算内であるか、もしくは特別支出承認申請に該当しないかを確認した上で実行していく姿勢を作っていかなければならない。その姿勢が今日まで作ることができなかったことは、ひとえに私の努力不足である。そのため、ここは議員の皆様にも少しご理解をいただき、支出の方をご理解いただきたいなど考える。重ねてお詫びは申し上げる次第である。

全塾協議会 議会は賛成 5(体育会本部・全塾ゼミナール委員会・芝学友会・四谷自治会・福利厚生機関本部)、反対 1(文化団体連盟本部)で可決し、塾生代表 山田健太は本議案を承認した。

山田は、今回はかなり議員の人にご理解をいただいた文脈であるということを実行委員会としても強くご理解いただきたいと改めて強く申し上げた上で承認する、引き続きよろしく申し上げますと発言した。

松枝は、感謝を述べた上で、取り下げは項目については書類を訂正し、緊急執行につなげるという形にさせていただいてもよいかと質問した。

山田は、自身の立場では書類が出てない段階で予算・緊急執行が一概に許可できますとは言えないが、早急にご準備をお願いしたいと述べた。松枝は承知したと発言した。

(14) 塾生代表 所属団体に関する議案

塾生代表 山田健太より、所属団体に関する議案が上程された。

山田は、2023 年 8 月期全塾協議会定例会にて決議された事項に則り、全国慶應学生会連盟の代表者について定めなければならないとし、様々な関係者と打ち合わせをしたうえで適切な人の選考会を行ったと説明した。それについて承認をもらえるかということと、議会の構成に至る資格についてどうするかということについてご意見をいただきたいとした。先月の議会の結論だと、当面は本議会終了時点で問題がなければ、今後はともかく一時的にも復活するという方針であったと認識していると述べた。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐は、今回の議題は全国慶應学生会連盟の代表を務めることと議席が付くということの 2 点は別物として考えるということによりよろしいかと質問した。

山田は、意見が分かれ、別々に処理したいということであればそれぞれ個別にやっていただくことはルール上こちらから否定はできないと述べた。分けて考えるかまとめて考えるかも含め、議員の皆様にお任せするとした。

全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は、委員長の選定については一任をするような趣旨のところもあったので、委員長の就任については反対するところではないと述べた。しかし議員たる資格については、上部団体である以上は、団体に問題があっそうなっているわけだから、団体が確実に問題解決をできているという状態になったことを確認して以降、議決権を付与するのが相当だとした。まだ選出された方が代表者に就任はされていないし、団体がどういう状態であるかをこちらが認識できる状態にないため、議決権は現時点で与えることは難しいと考えると述べた。

後藤は、先月期の定例会の際に、議席をつけるか否かということは、全国慶應学生会連盟の代表候補の方がどういった方なのかがわかったうえで話し合っ決めていくということだったと認識していた。今回候補として来てくださった方に関しては、所属団体の代表を務めている等の色々なご経歴があることは存じており、上部団体である全国慶應学生会連盟の代表を務めてくださることに 대해서는 すごくありがたいと述べた。ただ、議席をつけるか否かに関しては、今このタイミングで議席をつけてもいいという確証を得られていないというえに、全国慶應学生会連盟としての立て直しがどこまで進んでいるのかがこの 1 ヶ月で何も明らかになっていないとし、それどころか現代表である内島との連絡が取れていないと

いう話も聞いているので、現状全国慶應学生会連盟の代表として議席についていいのかというところに関しては疑義を持つと見解を示した。端的に申し上げると、代表についていただくことはすごくありがたいことだが、議席を戻すかについてはまだその段階ではないと思うと述べた。

体育会本部主幹 田村秀章は、私も代表になるかと議席をつけるかという2つは分けて考えるべき事項だと考えるとした。実際に議員としての資格が足りないから議員を下ろす、下ろさないという話し合いがあったと思うので、代表に就いたから議員になっていいのかということは考えるべき事項ではあると思うと述べた。ただ前任者の方に関しては、組織が悪いわけではあるが、彼本人と連絡が取れないことなど、結構人によるところもあったと述べていると付け加えた。また、議員の数というところで、6よりも7のほうがよかろうというのが個人的な意見ではあるので、早急に追加できるのであればしたほうが良いとも思うとし、早急に議員に復帰していただくのがよろしいかと思うと結論付けた。

芝学友会会長 荒井大輔は、先月期の話の中で、議決権をどうするかという話は代表者云々というよりは、団体が議会に対し議員を送るという権利を抑止しているというような話があったと思うので、代表者が変わったからと言って、議員になれるかどうかというのは別の話だと思うと述べた。代表者が変わったことによって、その団体に対し議員を送る権利を復活させるかどうかというのはまた別の議論だと思うとした。

四谷自治会会長 藤村悠哉は、私も議員資格をどうするかは別問題だと思うとした。代表としての問題があり議席を停止されていたわけであるので、全国慶應学生会連盟がこれから団体としてどうやっていくかをはっきりさせたうえで立て直してもらい、議席を復活させるという方針で良いと思うと述べた。

山田は、前回の文言についてだが、今回に関しては基本的に団体としてという問題と、代表者個人の問題の両方があったことを皆さんご認識が一致されていると思うと述べた。大前提として、我々は規約に違反はできないとし、現状議席は規約によって担保されている権利と言うこともできる状態ではあり、前回の流れとしては、まず代表者の解任という処分を行ったと説明した。

なぜ議員資格を停止できたかという点、内島君が解任されたが、次が決まっていなかったために業務継続ということになったと言いかけ、書面を読み上げるとした。8月期定例会にて決議された事項は、「代表者内島俊介を解任する。後任者は2023年9月期定例会にて決定される。ただし後任者が定められる2023年9月期定例会まではその業務を継続するものとする。前項に基づき上部団体の代表者に付与される議会構成員たる資格を停止する。なお、後任者が定められた際に議会そのものに議会構成員たる資格を付与するか議決しなければならない。」であるとした。

「決定はしてください」ということはもちろん言うてはいるが、大前提として、代表者が事実上不在ということに基づいて、そうである以上は「代理業務を継続しているにすぎず、実質的な代表権を持っていない者には議席を与えることはできない」というような趣旨であったと理解していると見解を示した。

我々の見解で規約を覆すためには、規約を改正するもしくは処分を再度行うということが一定必要になってき得ると述べた。そうしない限り、全国慶應学生会連盟でいうと各県人会の代表者は議会で発言をする権利があるはずだが、それが抑止される理由を我々は明瞭に提示しなければならないとした。前回はそれを処分という形で提示したと認識しているので、そういった形で何かしら提示をする必要はあると説明した。どちらの結論であっても、皆様には規約に違反しないような形でやっていただきたいと民意を代表して選ばれている塾生代表としてはお願い申し上げると述べた。先ほどご説明した資料については、改めて議員の皆様へ Slack でお送りさせていただいたとし、規約第53条に基づいて一時的に停止しているところではあると説明した。

そもそも議決権の停止も、代表者が就任する際の宣誓文にある「全塾協議会の決議、指導に従い諸事項を執行する」に対して遵守していない状態であるというところに基づいていると認識しているので、何がしか説明を設けないと難しいところだと思つた。ただ、どちらにしても今月期の定例会で急に付与するということはないので、逃げかもしれないが、次の定例会までの状況を勘案し、次の冒頭に諮るという手はあるかもしれないと述べた。議員として何か行使するというのは議会まで基本的にないので、その間に時間は空くという解釈はできなくはないかと思うがお任せするとし、ただ、何らか一定の期間追加で抑止をするのであれば相応に説明をできる文言を用意し、我々が恣意的に一部の意見を排除しているわけではないということを説明しなければならぬと念を押した。原則として、議決で議決権を抑止するというは過去にもそういう理由で行われてこなかったのではないかと解釈していると補足をした。

後藤は、そもそも規約違反をしてはいけないということは最もだと思うが、なぜ議席を与えられているかというところを踏まえると、上部団体として議席を与えられるにふさわしい団体の活動を行っているからというところは少なからずあると思つているとし、その前提条件を現状の全国慶應学生会連盟は満たしておらず、だからこそ解任されたと思つたと述べた。

山田は、全国慶應学生会連盟が上部団体にふさわしくないという議論は前回基本的に行われていないと認識していると述べた。私の立場でこのようなことを言うのは恐縮だが、団体がそれぞれ上部団体にふさわしいかどうかについては評価のしようが難しいのは事実であると思つた。それは規約によって現状長い歴史とともに担保されていることであると述べた。今回に関しては、全国慶應学生会連盟が上部団体にふさわしくないという結論になったのではなく、宣誓文に違反をしている代表者がいるということで、そのような状態であればその者は解任しなければならないということになったとした。ある意味退任して後任が決まっていればそのままよかったとし、後任不在で代理者もない状態で、解任された人間に議決権を持って行使させるというのは全国慶應学生会連盟に支えられている塾生からしても本意ではなかろうということであるような決断に至ったと認識していると述べた。重要なポイントとしては、私も我々も前は一切上部団体としてふさわしいか否かの評価はしていないと強調した。それ以外の団体が大丈夫で、全国慶應学生会連盟だけが大丈夫ではなかったというような評価はしていないというのが正しい記録になると締めくくった。

後藤は、言葉選びがよくなかったようで大変恐縮だが、そもそも団体の立て直しというところがこの1ヶ月間に済んでいるかと言われるとそうではないと述べた。今回団体の立て直しがされたうえで9月期にその結果も見て判断しましょうということだったと思つた。今議席を持つほどの立て直しができているかというところではないと思つているので、判断材料としてまだ不十分だと思つた。今月期にこのまますぐというところは厳しいのではないかと思つたと締めくくった。

山田は、議事録に残る場として正式にご回答いただきたいとし、立て直しが必要な団体であればそれは上部団体にふさわしくないという解釈でよろしいかと質問した。

後藤は、今上部団体としてふさわしいかふさわしくないかというところの判断はできないという話を代表からされていたと思つたが、その判断を今この場でしなければならぬということかと質問した。

山田は、今答弁の中で不十分であるというふうなご発言をなされたので、立て直しが必要、できていないのであればそれは不十分であろうというようなことは、すなわち立て直しをしなければならぬ上部団体は議決権を持つのにふさわしくないというような解釈でよろしいかと質問した。それでよろしいのであれば、今後我々はそれを元に執行を進めていくと述べた。どちらかのご解釈をいただきたいとした。

後藤は、そこに関しては私個人の意見というよりかは、先月の定例会にて、1ヶ月後に立て直しも含めて判断をするということだったと思うので、それに基づき判断すると、不十分であるという認識だと述べた。

山田は、私の質問はそこではなく、立て直しが必要なのであれば上部団体が議決権を持つ団体としては、不適格か否かは後藤議員としてどうお考えかをお尋ねしたいと述べた。

後藤は、それに関してはその時々事情と背景もあるので今この場で一元的に言えるものではないと思うと述べた。

三河は、再度確認だが、先ほど代表は今月すぐに議決権を与えるというのも相当でないという考えはわかるというような話をしていたとし、そのまま来月の冒頭にも判断するのが良いというようなお話があったと思うと述べた。それはどういうご趣旨だったのかと質問した。

山田は、重要な点としては、前回の議決内容に基づくと、今月期まではおそらく議決権を停止するという話だったと認識しているとし、最速で議員という職務を渡すにしてもこの定例会が終了した時点からということになると思うと述べた。こういう表現はあまり適切ではないかもしれないが、議員が議員たる資格、権限を最大限行使するのは議会の場であるということも一つ正しい理屈かと思うとした。平時において議員であるということでは何か権限を行使できないかと言われたら全くできないことはないが、基本的に主たる権利は議会の場で意見を主張できるということだと考えると、先ほどの説明の塾生ないしは周りの規約の色々な権限担保という観点に立つと、次の議会が開催されるまでは議員としての資格があろうがなかろうが大きな差分は生まれえないという風にとることもできると述べた。次の定例会の冒頭のタイミングで付与するというのであれば大きく規約に違反しているわけではないと解釈することもできるかもしれないとし、取れなくもないかもしれない手として提示しただけであって、こちらとして積極的に推しているものではないと説明した。

三河は、再度議員に意見を聞いた。

後藤は、特に意見は変わっていないとした。

田村は、先ほどの意見のままでお願いしますと述べた。

荒井は、これは何を聞かれているのかと質問した。

三河は、主たる論点は議決権停止についてだとした。上部団体としてふさわしいかどうか議決権の判断には関わってくる、かつ現状ではそれにふさわしいか否かの判断をする材料が揃っていないというのが後藤議員のご意見だと思うが大方よろしいかと質問した。

後藤は、上部団体としてふさわしいか否かという論点はかなり危なく、今この場で簡単な言葉で済ませていいものではないと思っているので意見は控えたいが、先月の議論に則って考えると今ここで議席を渡すほどの確証は得られないという形になるかと思うと述べた。

山田は、では処分審査会を開くべきかと述べた。

後藤は、処分審査会を開かなくてはいけないのかと質問した。

山田は、議決権停止というならば当たり前だと述べた。そうでなければ規約等を変えればいいのではないかとし、過去の應援指導部の事例を見ると、その場合はそのタイミングでもう一度処分を出していると説明した。規約に書いてある権利を抑止することは、単純な議決ではできないようになっており、それは前に三河議長とも解釈は一致しているとした。議決のできるのであれば私の緊急執行で全議席の停止が事前にできると述べた。

三河は、その点については特に相違ないと認識しているが、議決権を付与するかどうかを今決定すると

いう点については、処分審査会というフローを踏んでいるだろうと確認した。

山田は、これは素案を出した私の責任だが、あの文章では延長するにはもう一度処分案を作成していただく必要があると述べた。

後藤は、このタイミングで議席を付与して10月の議会が開かれるまではあまり議員としての動きがないから今付与しても特段問題ないというような話があったと思うが、別に議決権を付与してもいいというぐらいの認識なのかと質問した。

山田は、逆で、付与しなくても議会構成員たる資格は大きく権利を発揮する瞬間はないわけで、議会で発言できるというところが一番強い権利である以上は、次の議会が開催されるまでは状況を様子見するということが自体は問題ないのではないかと思うと述べた。それであれば塾生や関係者に対しても、一部の人間たちの権利を抑止しているわけではないという説明ができるとし、そのうえで、就任したタイミングでそれでも駄目だという事由が見つかるのであればそれをはっきりと出す必要があるとした。

後藤は、もし今議席を与えないという結論に至った場合、規約違反になるという話もあったと述べた。

山田は、私はルール違反を良しとできる立場ではないので、恐れているのはそれだけだと述べた。

後藤は、それならば、特に議員として権力を振ることがないから10月の時点までは一旦保留とするという今日からそれまでの期間は規約違反ではないのかと質問した。

山田は、先ほど述べた通り、それを推奨しているわけではなく、アイデアを求められたためだとした。先ほど後藤も言ったように、規約違反というのはさらに読むのであれば、議会構成員たる資格の根源にあるものというのを書いてある通りだと思っていて、議員というのはこの以下の上部団体の代表者とする、そして議会というのは全塾協議会が最高意思決定機関であるという観点に基づけば、ルール上大きな影響がないので、暫定引き継ぎ期間として次までは見えていますという解釈は無理やりでき得るのではないかと思うと述べた。ないしは説明責任を果たす私としては、それなら説明できなくもないとした。

本来は何も問題がないのであれば今日終わったタイミングで付与するのが筋だとは思っていた。問題があるのであればその問題を列挙したうえで、この団体には議決権を与えることができない、というように先月期と同じような論法を立てておけばいいのではないかと述べた。

つまり、定足数に影響を与えて、全塾協議会全体に大きく問題を起こすというようなことがあり得るのであればそれは停止しておくべきだとは思うとした。そうでないのであれば、全国慶應学生会連盟の細かい企画がどうだ、という話は前回特に取り沙汰されてはいないと認識しているので、議会構成員、そして上部団体の代表者として最低限職務を全うするということが確認できるのであれば、それは当該事由は解かれたのではないかと認識していると述べた。

問題が解決しているという仮定に立つのであれば、追加でやり続けるには話の筋を合わせるのが難しいような気もするという次第だとした。問題があるというのであれば、その問題を提示していただき、その問題が正当なものであれば、それを理由に停止していただければいいとした。もし皆さんがこれから1ヶ月の間にこの候補者の方が急に連絡を取れなくなるかもしれないということをとてご懸念されているのであれば、次の議会までにどれくらい連絡が取れるかということについて暫定試験期間にするという手もあるかもしれないという意味を込めて先ほどの提案を出したと述べた。

今私としては規約との齟齬を気にしているだけだとし、我々は今まで、共済部の時にしても應援指導部の時にしても、処分を複数回に続けた場合は、前回の処分審査会の問題が解決していないというのは問題だとしてそれに基づいて再度処分審査会を開き、追加で処分してきたと説明した。それらと同じような手続きを今回も踏んでいただければ私は何も困らないが、今回に限って処分審査会を開かな

い方針であるとルール上困ってしまうとし、これが些末なことならばいいが、規約上に書いてある権利を阻害するということになる、さすがにしっかりとした手順は踏んでおかなければならないと強調した。

後藤は、先月の定例会の時に、上部団体「全国慶應学生会連盟」としての代表に就く方はイコールで議員ではないのかという話をしたと思うとし、その際に、その時の処分の文面に入っている通り、代表に就くことと議員の席をもらうかどうかは別問題であるという話で落ち着いたと思うが、そこまでの認識は合っているかと山田に質問した。

山田は、答弁については確認をするが、今の認識を答えれば良いかと質問した。

後藤は、先月の処分内容を確認した時に、議席をつけるか否かはまた話し合うということだったと述べた。私はおそらく最初は全国慶應学生会連盟の代表の席に座ることイコール議員の席もついてくるということを主張したと認識しているが、それを否定されたうえで、議会構成員たる資格を付与するかどうかのところはまた別に話し合うと書いているとした。先月の定例会で話したことと、今山田がおっしゃった上部団体の席に就いているから議員はついてくるという主張は矛盾しているとし、規約違反がどうかということは一且置いておいて、先月の判断は間違っていたということかと質問した。

山田は、私も承認しているので、先月の判断が間違っていたというふうには全く思っていないと述べた。処分という形であればそれは規約違反ではないと認識しているとし、大いに問題なのは、正当な手続きを踏まずに規約に記載されている権利や規則の手順を踏まないということだとした。手順さえ踏めば一定のことは自由に決定できる権利があるわけだから、手順を踏めばよいのではないかと述べた。

三河は、議事が長くなっているため一時休会とすると述べた。

ここで一時休会となり、その後再開した。

三河は、私の判断としては、団体の再建云々については考慮しなければならないということについて齟齬はないと認識しているとした。それについては、期日等については議論があると思うが、報告書を出していただくことを条件として、代表に確認されるということ及び議会構成員たる資格についても認めるという方向で良いのではないかと述べた。

山田は、執行機関側としては再建が必要であるとは認識していないので、これについては早急に新任で就任される方並びに事務局、関係者等総出をあげて再建はしていくとした。これに関しては他のすべての所属団体と同じようにしっかりと対応していくと述べた。

荒井は、議員としての資格を与えるかということについて、議論検討の余地があるという点に関しては確かにそうだと思うが、先ほどから述べられている事項を考えると、今この状況で議員としての資格を認めないという結論を出すというよりは、少なくとも様々な規約に抵触しない形でまず一度認めていいてはならないかと考えを示した。議員としての資格を停止した理由に議会に出ていない点もあるというふうに考えると、そもそも議会が開催されない限り議員として出るか出ないかわからないので、もしまた出ない等の問題があるのであれば処分という形になるのかと思うとした。とりあえず今の時点でこの方を議員にふさわしくないと断ずることはさすがにできず、そもそもそれを言ったら始めを考えれば皆さん存じ上げなかったとし、その点で言うと、今回は議員としての資格停止を解除していいのではないかと述べた。議員であることに対する処分を受けた団体から出てくる新しい議員に対してはある程度厳しい目が向けられるべきであるという風には思うので、10月期定例会の初め等の期限については考えなくてはいけませんが、書類や再建案が提出されたうえで、議会をやってみての判断という形で良いのではないかと考えた。本当は先ほど休会前に聞くべきで、今さら言うのは良くないが、今日提出さ

れるのかなと若干思っていた節があったと付け加えた。

後藤は、あまり前に申し上げたことと変わらないとし、代表として就かれることに関しては感謝しかないが、議席としてそこにつくに足るかという確証は得られないと述べた。荒井議員がおっしゃっていたように、先月の話からすると何かしらの再建案が出てくるものであり、それをもって判断ができると考えていたとした。前提として、候補の方を責めるつもりは一切ないと強調した。何か上部団体として上部団体という名前を背負うべき活動をしているのかということとまた話が変わってくるが、議員として座っているのは、団体内で多少のフローを踏んで代表になっているものだと思っているとしたうえで、今回は塾生代表の一存で選ばれているだけなので、無条件に信頼をするほうが難しいのではないかと思うと述べた。

三河は、荒井議員の意見の共通項は何かと質問した。荒井がおっしゃったのは出てくると思われていたという話だが、現状出てきてはいないとし、それについては例えば来月期とかに出していただき、それをある種の条件として、認めるというか延長はしないというような話かと確認した。

荒井は、議員は1日何かしたから議員としての資格がどうこうという話ではないというふうに思うので、少なくとも何かしらを出していただいて、その上で止めるかどうかを判断すればいいのではないかと思うと述べた。

山田は、基盤とも言えるのが当時の協議団体によって構成されていること。今の段階でその状況を変えるにはもう少し説明が必要だと述べた。

三河は、私の感覚の部分は大きいですが、現状議員の意見の中で一致している部分があるとするのであれば、私と荒井議員の何らかの提出をしていただき、その内容を確認するという点だとした。その内容で判断するということが、それをもって処分の延長をなしとする、つまり議員資格を得るということであると説明した。延長がないということは、例えば提出をしようがしまいが、あるいはその内容如何に問わず、少なくとも現時点からそれまでの間は議決権を有しているという事になるかと荒井に確認した。

荒井は、その認識で大丈夫だと述べた。

三河は、それを文章に残したいとし、全国慶應学生会連盟の常任委員会委員長を市川裕也に決定をするというのが一つ目だとした。二つ目は、来月期の議会開始時まで、十分納得できる内容の再建案をご提出いただき、議会が十分納得できるものでないと判断をした場合、それは処分事由に該当し、納得できるかの判断をするとした。

後藤は、そこまで書いておくことによって、もし十分と認められないものだと判断された時にもう1回処分審査会を開く必要はなくなるのではないかと述べた。

山田は、ルール上処分審査会を開く必要はあると述べた。

三河は、「全国慶應学生会連盟の常任委員会委員長の就任者は市川裕也に決定をする。全国慶應学生会連盟は2023年10月期定例会に議会が十分に納得できる内容の再建案を提出しなければならない」という案でどうかと質問した。文言に問題がなければこの内容で議決を採るとした。

全塾協議会 議会はこれを賛成3(全塾ゼミナール委員会・芝学友会・四谷自治会)、反対1(文化団体連盟本部)で可決し(体育会本部・福利厚生機関本部は不参加)、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(15) 塾生代表 2023年度全塾協議会予算に関する議案

塾生代表 山田健太より、2023年度全塾協議会予算に関する議案が上程された。

山田は、過去との差分でいうと、所属していない団体、既に解散した団体のリストを支出部門から消し

たと説明した。支出部門について蘇らせるべきだというご見解があれば、¥0ではあるが蘇らせることはできるとした。園遊会関連の卒対費については記載をそのままにしているとした。説明としては基本的に前述として議員の皆様にご説明をしていたところではあるとしたうえで、事前に議員の皆様には全塾協議会事務局への交付額を15万円というような形でご説明していたかと思うが、こちらは承認はしているものの既に今年度予算を超過している状況であり、十分に収入源を確保しておかないと、場合によっては繰越金が残高ゼロになってしまう状況、また議会保全等を勘案して、20万円の追加を念頭に認めていると説明した。こちらについてはまた当然に別途予算案を承認するものになるとした。それ以外について、¥0と記載のあるところは¥0と決定しているものと未確定のものが含まれるが、現時点での予算としては以上になると述べた。

三河は、質問のある方がいないようなので、議決に移らせていただくとした。

全塾協議会 議会はこれを全会一致(体育会本部・福利厚生機関本部は不参加)で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(16) 塾生代表 全塾協議会の基本方針に関する議案

塾生代表 山田健太より、全塾協議会の基本方針に関する議案が上程されたが、時間の都合上山田はこれを取り下げた。

(17) 塾生代表 全塾協議会の財務体制に関する議案

塾生代表 山田健太より、全塾協議会の財務体制に関する議案が上程された。

山田は、まさに今の議論でも話されている予実管理ということを徹底していかなければならないということはもちろんだが、それを徹底するためにシステムを導入し、去年の予算がどういう状態なのかというのを団体側も含めて分かりやすく確認できるようにするということが必要不可欠であると述べた。

昨年の12月期にも押印の廃止というところを述べたとし、その一環もあり、予実管理の徹底、監査の網羅性、情報の一元化および円滑にすることを目的としてシステムを導入し、これを全塾協議会全体、並びに所属団体の皆様にご利用いただきたいとした。所属団体、事務局、特別委員会の皆様にもご利用いただくことで全ての制度をシステムに載せるとし、これは個別具体的話になるが、事務局財務部のほうで検討を重ねていただいたところ、現状だとコストマッチとして「kintone」というサービスが好ましかろうというような結論に至ったと説明した。そちらを導入させていただこうと思っているとし、各団体含めて次期会計年度から実施していくものと理解していると述べた。議決を採りたい事項としては、基本方針で賛成か否かということが一つ、もう一つは、変更する規則において、解釈上問題がないのかという点だと述べた。事務局並びに私のほうで検討した際に、電子媒体を導入するにあたって解釈に差分が出る単語としては「書類、書面、文章、出金伝票」の4点と認識しているとし、基本的にこれらについて定義を定めていないので、我々としては改正不要という認識であるとした。その他の点も含めて現行する規約及び規則において、解釈上問題がないかについてご検討いただきたいと述べた。

議長 三河創太は、議決を求める趣旨としてはこの基本方針に賛成か否かという点と、現行の規約に抵触はしないかという2点だとし、議員に意見を求めた。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐は、基本方針というのはデジタル化を行うということで良いかと質問した。

山田は、デジタル化を図っていくということであるが、今ある紙媒体のものを完全に廃止するかどうか

については本議案では取り扱っていないと述べた。

後藤は、デジタル化には賛成すると述べた。現行する規約及び規則において解釈上問題がないかということに関してはもう少し確認の時間をいただきたいとし、今この時点で完全に問題がないと言えるほど確認がとれていないとした。

体育会本部主幹 田村秀章は、デジタル化を進めるというところは賛成すると述べた。財務管理上いくつかメリットがあるだろうということは十分に分かるとしたうえで、今導入したとして現段階では何が問題になるのかと質問した。

山田は、現時点でどういった問題があるかということだと質問を理解したと述べた。予算計画書を団体の皆さんに作っていただいているが、各項目が前年度のどういったものに該当するのかを確認する時や、決算と並べて見る時などに、現状では色々な紙を並べ立てて見る必要があり、それに伴い、予算外かどうかといったことが比較しづらい現状があると説明した。システムに置き換えることで、各項目について、昨年度はどうだったかというのがシステムでポップアップされる、もしくは、決算を提出する時に、予算で計上していた額の横に、実際に支出した額を記載することで、実際にどれぐらい支出されているのかということの管理・徹底が図りやすいというのが1点とした。

2点目として、監査の点が大きく、どうしても実態把握が遅れている現状があるとし、決算の提出が、予算を提出してから実質2年遅れということになっており、3期ぐらい議員もしくは塾生代表を務めないと内情を知るのが難しいという状態であると述べた。領収書がしっかりと管理できているのかということがリアルタイムで見えるようにすることで、予算執行の状況についてより透明かつリアルタイムにこちらが把握できるようにする、つまり、問題が起きている場合に、問題が大きくなってからこちらが指摘をするのではなく、問題が起き始めた時点でアラートを出すことができると説明した。予算外支出や予算超過であることを、各団体の財務が個別に把握することができ、監査を監督する側も団体側も、リアルタイムに情報を把握できるとした。そして最後には記録がしっかりと残ると述べた。紙になると、誰が領収書を発行したのか、また誰が許可したのかが曖昧になってしまう実態があるとした。特別支出に関しても、誰が最終的に団体内で決済したのか等を、このシステムに統一し、構成員から財務もしくは代表役員等に指示を出して誰かしらのアカウントで許可を出してもらうことで、誰が許可したかがわかると説明した。こういった点において、現状の問題が解決し得ると認識していると述べた。

田村は、導入をしない理由があまり思いつかないため、導入したら良いと思うが、障害となるのはこのサービスがある程度高いとかそういったところになるのかと質問した。

山田は、金額は年間1万円で、極めて低コストになると述べた。これは衝撃だったが、調べたところ900人分のアカウントまで1万円で年間発行できるということだったとした。慣れの問題は大きくあるとは思いますが、現時点で特に障害はないと認識していると述べた。

田村は、私としては賛成だと述べた。

三河は、規約についての抵触等もないと考えるということではよろしいかと質問した。

田村は、現段階で断言はできないが、大きく何かあるようには思えないと述べた。

三河は、現状執行機関側としてはどの辺りが抵触する可能性があるとお考えか、具体的な条文はあるかと質問した。

山田は、提示した4単語があると思うが、それぞれ財務会計規則や監査規則、情報管理規則等に記載があるとしたうえで、具体的な条文を読み上げると、例えば全塾協議会財務会計規則第6章第30条2項に「全ての出金伝票を添付書類としてともに提出しなければならない」と書いてあるとした。この出金伝

票と添付書類を紙とみなすか否かというようなことになると説明した。第 29 条等では書面によりという言葉があったりもするが、そういったものについてどういう風に理解をするのかと述べた。その他で言うと監査規則においても第 8 条に「書面にて」、第 12 条に「文書及び図面にて」と記載があり、新規事業助成施行制度施行規則にも第 5 条、第 6 条、第 9 条に「書類」、「文書または図面」というような表現があるとした。この辺りについて、どう解釈するかということだと思いと述べた。ただ、現行の規則で言うと、監査規則において「監査の結果は書面にて監査人は報告を団体に通知しなければならない」というようなことが書いてあるが、皆さんご存知のように現状としては PDF で添付して配布しており、監査規則第 8 条「監査人の義務」には「当該監査の結果を書面にて作成し速やかに全塾協議会に報告しなければならない」と記載があるが、現状特段紙で出しているわけではなく PDF で出していると付け加えた。

一般のルールだと、法律レベルの細かい規則では、おそらく定義のところに書面とはどういうことなのか、何を含むのか、紙でなくてはいけないのか、このような電子ツールも可能だということが書いてあるケースが多いとしたうえで、全塾協議会においては少なくとも「書類、書面、文書、出金伝票」に関しては、特段どこかで定義をしているものではないと述べた。我々のほうで広義に調べた限りでは、電子媒体としての電磁的記録も含む定義も存在すると認識したので、問題ないかと思っているが、紙だと認識している団体が存在するのは事実だったので、改めてこのタイミングで聞きたいと思うとした。

芝学友会会長 荒井大輔は、基本方針については賛成だと述べた。規約規則の解釈上の問題に関しては、全ての文章を確認したわけではないが、概ね文脈上問題ないとは思ったとした。職務を増やすようなことを言うが、今回こういう形で導入されるということであれば、「文章」や「書面」に電子のものが含まれているという部分を明確に定義付けした形の規則を明文化しておいたほうがいいのではないかと思うとした。

四谷自治会会長 藤村悠哉は、基本方針に関しては賛成だとしたうえで、これはどこまで適用するつもりか、団体は傘下団体等も含め全てかと質問した。

山田は、現状想定しているのは、全塾協議会本体並びに所属団体、事務局、特別委員会を対象とするのだと述べた。

藤村は、規約規則に解釈上問題がないかというのはぱっと見良さげではあるが、もう少し時間が欲しいという印象だと述べた。

福利厚生機関本部代表 村井祐樹は、財務担当ではないが、監査をした身からすると、今まで色々な資料を並べ立てないと財務の状況が一概に把握できなかったものが、こちらに集約されるという大きなメリットがあると感じていると述べた。誰の目に見てもある程度明らかになりそうだと思うので、基本方針に関しては賛成とした。文脈の解釈に関しても、文書前提で書かれているものを、電子を導入するというある程度前提を変えるための議論もあると思うので、文書前提になっているところを電子でやっていくという方針に賛成する以上は、文書前提になっていたところを電子も含めて規約を解釈していけばいいのではないかと思うと述べた。問題がないというか、電子前提で今後考えていくべきだと感じているとした。

三河は、電子化という方針について賛成すると述べた。少なくとも先ほど挙げていただいた条文については、書類という風な文言に電子システムを読み込むということは可能な範囲ではあると考えているとした。ただ、荒井議員がおっしゃっていたように、規約に明記をしたほうがより丁寧であると考えたと述べた。

後藤は、規約規則に抵触しないかということについて、議会の招集なので少し内容は違うが、第 6 節第

13条第2項のところに、「口頭書面または電磁的な方法を用いて」と書いてあるところを見ると、この規約の中では書面は電子的なものは含まないというふうにも見られるとし、表現は少し変えたほうがいいのではないかと思うと述べた。

三河は、執行機関に伺いたいとし、諸々の規約規則について改正の提案をするという意味はあるかと質問した。

山田は、必要な部分について改正をするということに関し、特段拒むような意見はないと述べた。仕事であればやらざるを得ないのが我々の立場であるので、それが職務であれば必要に応じて全うするが、今の規約の点についてはかなりクリアな質問、クリティカルな質問だと思いと見解を示した。そちらについてはご指摘の通りだとは思ったうえで、単純にこの質問はそこまで難しく捉えていただく必要はなく、例えば「規約違反に該当するのか」ということのほうが強い文脈だと思っているとした。つまり執行機関はルールに則ってやらなければならないということになっているので、このシステムを導入した後、来年になってから急に議会でこれは規則違反だと我々が吊るし上げられるのは困ると述べた。ルールとして全部問題がないかというよりは、「書面」や「書類」が定義されていないのであれば、電磁的なものを含むという解釈はおかしくないのではないかと認識しているということだと説明した。全てにおいて書類に定義をつけていくとなると、我々が作っている全ての手引きやマニュアルにおいても電磁的なものを含むというような趣旨で書いていかなければならなくなるとし、極めて膨大な量の改正が必要になる可能性があるので、我々としては、皆様のご認識が解釈は十二分に広げ得ることなのであれば、このためだけにいたずらに改正をする必要はないのではないかと思うと述べた。誤りを生んでしまう可能性もあるし、様々なリスクを伴い得るとし、今まさに後藤議員からご指摘のあった通り、電磁的な方法を規則に書くということは、その条文以外で電磁的な手法と書いていない場合は、それは使ってはいけないということになると述べた。同じ解釈で言うと、必要でないのであれば、できる限り電磁的な方法というのは書かないで、「書面」というものに電磁的な方法が含まれているというような認識のほうが安定するのではないかと思うと考えを示した。

三河は、規約の方を改正するという事ではないということかと確認した。

山田は、皆様から規約を改正する必要をご指摘されるのであれば、速やかに用意するとした。能動的に何か行かうかという指摘であれば、規約においては厳しいのではないかと先ほど後藤議員からもあったご指摘の通り、我々として検討に上がったタイミングの一案としては、規約は特にこの予算システムについて触れているところはないと認識しているので、規約上の解釈が全てに適用されるという解釈なのであれば、規約は早急に解決、解消したいと思っていると述べた。

後藤は、規約ありきでの規則だと思うので、規約で「書面または電磁的な方法」と書いてある以上、書面は紙媒体であるという認識が強いかと思っていると述べた。認識が規約と規則でずれるということはあまりあってはならないことかと思うので、どちらかに統一をする、もしくは規則のほうに「書面は紙も電子も含む」というような文面を1つ追加する等の何かしらの対応は必要かと思った。

田村は、後藤議員がおっしゃったことが全てだと思ったうえで、規約規則にずれが生じないようにすべきだと思いと述べた。基本は電子的ではないものという認識を私も持っていたので、現状は含んでいないということだと思いと述べた。

三河は、後藤議員等の指摘では、規約については書面または電磁的な方法という風な明記がある以上は、書面と電磁的方法というのは分けているのではないかということだと述べた。そうすると、それに従って何らかの定義や規定を設ける等の諸々の改正が必要になるのではないかという点について荒井議員

に意見を求めた。

荒井は、規則の中で規約によって縛られている部分は明確には分からないが、規約での言葉は明確に定義がされているわけではないと考えを示した。規約での解釈が規則にまで全て適用されるものなのかは分かりかねるが、言葉の解釈についてはそれぞれの規則において個別に判断されるのかと思うと述べた。規約において明確に定義がされていないのであれば、それぞれの規則において解釈されていいかと思うとした。現状の各種規則において、「書類」等の言葉に電子的なものはある程度含まれるのではないかと思うと述べた。

藤村は、規約規則に記載がある以上、単語1つに対し複数の解釈があるというのはいかがなものかと思うので、表記的には統一したほうがいいと思うと述べた。そのうえで、完全に紙媒体を廃止するかどうかはまだ決まっていないという話だったかと確認した。

山田は、あくまで今回は導入の議論であり、その結果紙を廃止するかどうかについては本会議では取り扱っていないという認識だと述べた。

藤村は、そのまま今後も見据えてということだと思うが、デジタル化についての解釈上という話だと統一すべきだと思うので、気が付いたものから、細かな表記の違いだというふうに変えていけばいいのではないかと思うと述べた。

村井は、まず現在純粋な紙媒体、書面でなくてはいけないものがどれくらいあるかお分かりになっているかと質問した。

山田は、質問に質問で返すのは恐縮だが、純粋な書面というのはどういうものを指すのかと述べた。

村井は、例えば出勤伝票が挟まっているファイルは純粋な書面が入っていて、予算資料をPDFで出しているのも書面と記載されているのかなとも思ったと述べた。純粋に紙でないと受け入れられないものはどれくらいあるのか疑問に思ったとした。

山田は、運用として紙でないと成り立たないものはあるかという質問なのか、ルールとして紙でないといけないものがあるかという質問なのか、どちらであるかと村井に質問した。

村井は、前者になるが、後者があるとしたら規約には違反しているが電子媒体に対応しているということかと質問した。

山田は、積極的に規約違反、規則違反をすることは当然ないとしたうえで、過去の解釈、様々な観点において現状は違反してきておらず、少なくとも議会に情報提供並びに必要な状態提供はなされ、情報は常に公開されていたものと認識しているため、その観点に基づくと、特段後者の観点、つまりルールとして紙でないといけないが電子でやっているというものはないと認識していると述べた。これは我々としての解釈だが、そのうえで紙でないと運用上成立しないものがあるか否かについては、このシステムの導入が極めて高度にうまくいけば、ほとんどなくなるものと認識しているとした。しかし会計上はということであり、対外的なやり取りは存在し、全塾協議会外部の場合においては、印刷物が必要なケースは当然あるので、全塾協議会全体ないし所属団体から紙をなくすることができるという解釈ではないと付け加えた。

村井は、導入という意味では私は賛成という立場を取っているとした上で、この時点でとなると、紙媒体は電子媒体で代用可能とするような全てを包括するものは作れないと思うので、藤村議員がおっしゃったような形で、まず気が付いたものからある程度改訂していくというのがいいのではないかと思っていますと述べた。

後藤は、規約の書き方では電磁的方法というのは別で書かれているので、第13条第2項では書面があ

たかも紙媒体のみというような見え方をするのではないかというふうに思っているが、世間一般的な書面という言葉の解釈としては、紙や電子諸々を含んだものを指すのではないかと思うので、今の書き方が良くないということは事実だが、書面という言葉が紙媒体のみだけを指すのかと言われるとそれはまた狭義的な解釈になってしまうのではないかと思うと述べた。今回このタイミングで気が付くことができたのは逆に良いことだったのではないかと思うとし、変更すべきではあると思うが、書面という言葉が紙媒体のみに捉える必要性は低いのではないかと思っているとした。

三河は、私としても概ね後藤議員と同意見だとしたうえで、確かに規約には書面または電磁的な方法という風に今明確に両者を区別して記載をしているが、その他の規則等において書面という文言から明確に電磁的な方法を排除する趣旨はないのではないかと解釈することも可能だろうと考えると述べた。後藤議員がおっしゃった通り、何らかの改正や条文の追加等をする必要が後々に出てくるかもしれないが、書面という文言についての電磁的記録を含むという解釈は可能なのではないかと考えるとした。そのうえで、2点議決を採るということによろしいかと確認した。

山田は、議決の採り方はお任せすると述べた。趣旨が主に2つあるというのは説明として記載しただけであるので、セットでも問題ないとした。議決を2つに分けていただく必要はないし、事務的なこととできる限りは1つのほうが処理的には好ましいということはあるが、そうでなければならないというルールはないと述べた。

三河は、まずこの基本方針について賛成か否か、また、現状書面等々という記載があるところに関して規約の違反や抵触等はないという風な点を含め議決を採らせていただきたいと思うとした。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

塾生代表は、粛々と導入していくと述べた。

(18) 塾生代表 全塾協議会規約及び選挙規則改正に関する議案

塾生代表 山田健太より、全塾協議会規約及び選挙規則改正に関する議案が上程されたが、時間の都合から山田はこれを取り下げた。

(19) 塾生代表 緊急執行に関する議案

塾生代表 山田健太より、緊急執行に関する議案が上程された。

山田は、芝学友会より緊急執行の要請があったため、そちらについて承認したと報告した。先ほどから議論になっている点について申し上げると、おそらく芝共楽祭のクリアファイルが元々想定していた金額より少し超過している可能性があるというご指摘があったが、修正すると述べた。基本的に予算内であると認識しているので、特に問題なく承認をしたということになったとした。

全塾協議会 議会はこれを全会一致(芝学友会は不参加)で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

8. 連絡事項

i. 次回全塾協議会定例会について

塾生代表 山田健太は、10月期全塾協議会定例会について、10月21日の13時開始で、場所については検討するが、機材の関係もあるためまた日吉になる可能性が高いとした。

ii. 全塾協議会 Slack ワークスペースについて

事務局長 佐々木菜緒は、全塾協議会 Slack ワークスペースについて、アカウント解除予定の上部団体代表はいないと述べた。

iii. 性暴力対策ワークショップの今後の開催形式について

塾生代表 山田健太は、ご共有になるが、本月をもって性暴力対策ワークショップは Zoom 開催を終了する予定だと報告した。先日お話しした通り、議員の方には参考動画等をお送りするので、そちらをご確認いただきたいとした。新しい事業年度、会計年度のタイミングである 10 月からオンデマンド対応で行きたいと思っているので、どうぞご理解よろしく申し上げますと述べた。

9. 閉会宣言

事務局長 佐々木菜緒が閉会を宣言し、閉会した。